

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

重要事項説明書

介護保険の居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 ほんわか
主たる事務所の所在地	〒666-0017 兵庫県川西市火打2丁目2-14
代表者名	理事長 上野 圭介
電話番号・FAX	電話番号：072-768-9113 FAX：050-3852-2733
メールアドレス	contact@honwakaclinic.com
ホームページ	https://honwaka-zaitaku.com/

2. 事業所概要

利用事業所の名称	川西ほんわか訪問診療クリニック
指定事業所番号	2813103500
所在地	〒666-0017 兵庫県川西市火打2丁目2-14
電話番号・FAX	電話番号：072-768-9113 FAX：050-3852-2733
開設年月日	令和5年3月1日
責任者	院長 上野 圭介
サービス提供地域	川西市・猪名川町・宝塚市・伊丹市・池田市・豊能町 ※ 一部訪問できない地域もあるのでご相談ください。

3. 事業目的と運営方針

事業目的	この事業は介護保険法令に従い、医学観点から居宅介護支援事業者等に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供、もしくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行うことを目的とします。
運営方針	通院が困難な患者様（利用者）に対し、その居宅に訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、生活の質の向上を図ります。 サービスを提供するその他居宅介護支援事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

職 種	勤務の体制
医師	常勤：1名以上、非常勤：常勤換算 1名以上
看護師	常勤：3名以上
管理栄養士	非常勤：常勤換算 0.1名以上
事務	常勤：3名以上

5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～17:00
休診日	土曜日・日曜日・祝祭日

6. サービスの内容

医師が行う 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。
管理栄養士が行う 居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理にかかる情報提供及び指導または助言を行います。

7. 利用料

介護保険負担割合証により、提供された居宅療養管理指導費の1割から3割が、利用者の負担となります。

居宅療養管理指導の提供に要する交通費はいただいております。

キャンセル料はいただいておりますが、前もって連絡をいただくと助かります。

		1割負担	2割負担	3割負担
医師	医療保険で在宅時医学総合管理料等を算定し、月2回訪問して居宅療養管理指導を行った場合	598 円	1,196 円	1,794 円
医師	上記以外で、月に2回訪問して居宅療養管理指導を行った場合	1,030 円	2,060 円	3,090 円
管理栄養士	月に2回訪問して、栄養管理指導を行った場合	1,090 円	2,180 円	3,270 円

8. 支払い方法

医療保険の一部負担金とともに、利用月の翌月20日頃に請求書を送付いたします。

その月の27日ごろに、口座振替にてお支払いいただきます。

9. 苦情等相談窓口

当クリニックでは、患者様およびご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。苦情や要望、相談に対して誠意をもって迅速に対応します。

受付時間	平日（月曜日～金曜日） 9時～17時まで
電話連絡先	072-768-9113
担当者	事務長 光吉 泰子
解決責任者	院長 上野 圭介

川西市医師会	072-759-6950
市町村	川西市 介護保険課：072-740-1148 猪名川町 保険課：072-767-6235 宝塚市 介護保険課：0797-77-2162 伊丹市 介護保険課：072-784-8037 池田市 介護保険課：072-754-6228 豊能町 保険課：072-739-3421

国民健康保険 団体連合会	兵庫県 介護福祉課：078-332-5617 大阪府 介護保険課：06-6949-5418
-----------------	--

10. 虐待防止について

当クリニックは、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために必要な措置を講じます。

＜虐待防止に関する責任者＞ 院長 上野 圭介

11. 個人情報の保持について

当クリニックは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

また、利用者の個人情報の利用に際しては、利用者からそれぞれ同意を得るものとします。

＜参照＞別紙「個人情報の取り扱いについて」

12. 事故発生時の対応について

当クリニックが行う居宅療養管理指導により事故が発生した場合には、速やかに患者様の家族・市町村、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険名 日本医師会医師賠償責任保険／日医医賠責特約保険

補償の概要 1 事故の上限 3 億円

13. 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行うものは、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. サービス提供の記録

文書等により指導または助言を行い、当該文書の写しを診療録に添付、または要点を記録することで保存します。

記録については、サービス提供日から5年間保存します。

15. 重要事項の変更

当該重要事項説明書の内容が変更される場合は、文書にて通知します。